

公益社団法人愛媛県園芸振興基金協会 役員名簿

令和5年8月31日

所 属	人 員	役職	役員名	所 属 役 職	備考	
会 員	県	1	理 事	小 川 英 伸	愛媛県農林水産部農業振興局長	
	生産者 団体	7	理 事	菅 野 幸 雄	全国農業協同組合連合会愛媛県本部 運営委員会 会長	会長
			理 事	関 岡 光 昭	全国農業協同組合連合会愛媛県本部 県本部長	専務理事
			理 事	山 内 謙 治	周桑農業協同組合 代表理事組合長	
			理 事	渡 部 浩 忠	越智今治農業協同組合 代表理事理事長	
			理 事	福 島 幸 則	えひめ中央農業協同組合 代表理事理事長	
			理 事	菊 地 秀 明	愛媛たいき農業協同組合 代表理事組合長	
			理 事	小笠原 栄 治	西宇和農業協同組合 代表理事理事長	
学 識 経 験 者	県議会	1	理 事	川 本 健 太	愛媛県議会 農林水産委員長	
	市町	3	理 事	芳 野 昌 宏	松山市産業経済部農水振興課 課長	
			理 事	佐 伯 宣 孝	西条市農林水産部農水振興課 課長	
			理 事	松 末 博	西予市産業部農業水産課 課長	
	農業 団体	3	理 事	清 家 俊 蔵	愛媛県農業会議 会長	副会長
			理 事	西 本 満 俊	愛媛県農業協同組合中央会 代表理事会長	
理 事	赤 松 泰 伸	愛媛県農業共済組合 組合長理事				
理事計		15				
会 員	生産者 団体	1	監 事	吉 見 一 弥	えひめ南農業協同組合 代表理事組合長	
学 識 経 験 者	農業 団体	2	監 事	阿 部 和 孝	愛媛県信用農業協同組合連合会 経営管理委員会 会長	
			監 事	影 浦 浩 二	公認会計士	
監事計		3				
合 計		18				

※任期:定款第25条

理事は選任後2年以内（監事は4年以内）に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時総会の終結時まで

- ・理事の任期は、令和4年度事業報告に係る定時総会（令和5年9月）の終結時まで
- ・監事の任期は、令和6年度事業報告に係る定時総会（令和7年9月）の終結時まで

公益社団法人 愛媛県園芸振興基金協会 会員名簿

令和5年8月31日

正会員名	代表者氏名		所在地
公益財団法人 中央果実協会	村上 秀 徳	〒107-0052	東京都港区赤坂1-9-13 (三会堂ビル)
愛 媛 県	中 村 時 広	〒790-8570	松山市一番町4丁目4番地の2
全国農業協同組合連合会 愛媛県本部	関 岡 光 昭	〒790-8555	松山市南堀端町2番地3
うま農業協同組合	合 田 久	〒799-0421	四国中央市中之庄町1684番地4
えひめ未来農業協同組合	加 藤 尚	〒792-0804	新居浜市田所町3番63号
周桑農業協同組合	山 内 謙 治	〒791-0593	西条市丹原町池田1701番地1
東予園芸農業協同組合	寺 尾 則 雄	〒791-0594	西条市丹原町今井431番地
越智今治農業協同組合	渡 部 浩 忠	〒794-0028	今治市北宝来町1丁目1番地5
今治立花農業協同組合	越 智 恵 吾	〒794-0803	今治市北鳥生町3丁目3番地14
えひめ中央農業協同組合	福 島 幸 則	〒790-0011	松山市千舟町8丁目128番地1
松山市農業協同組合	阿 部 和 孝	〒790-0003	松山市三番町8丁目325番地1
愛媛たいき農業協同組合	菊 地 秀 明	〒795-8506	大洲市東大洲198番地
西宇和農業協同組合	小笠原 栄 治	〒796-0031	八幡浜市江戸岡1丁目12番10号
東宇和農業協同組合	石 野 満 章	〒797-0015	西予市宇和町卯之町二丁目462番地
えひめ南農業協同組合	吉 見 一 弥	〒798-0031	宇和島市栄町港3丁目303番地

1. 役員報酬等の支給規程

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人愛媛県園芸振興基金協会（以下「協会」という。）の定款第27条及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第13号の規定に基づき、役員報酬等の支給基準に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、総会で選任された役員のうち、当協会を主たる勤務場所とする役員をいう。
- (3) 非常勤役員とは、常勤役員以外の者をいう。
- (4) 報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第13号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称のいかんを問わない。費用とは明確に区分されるものとする。
- (5) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費含む）、手数料等の経費をいう。報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬の支給)

第3条 会員及び農業団体以外から選任された会計の専門家である監事（以下「員外監事」という。）には職務遂行の対価として報酬を支給することができる。

- 2 常勤理事には、報酬を支給することができる。
- 3 非常勤役員（員外監事を除く）には、報酬を支給しない。

(報酬等の決定基準)

第4条 常勤理事の報酬については、必要が生じた時、総会でその額を決定する。

- 2 員外監事の報酬は月額とし、月額報酬は総会の決議によって定められた別表第1に定める金額の範囲内とする。

(報酬の支給日)

第5条 その月の月額の全額を毎月21日に支給する。また、員外監事の要請に応じて、本人の指定する月に複数月の合計額を支払うことができる。ただし、その日が国民の祝日、土曜日又は日曜日に当たるときは、その前日における金融機関の営業日とする。

(報酬の支払方法)

第6条 報酬等は通貨をもって本人に直接支払うものとする。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

2 報酬は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申出のあった立替金、積立金等を控除して支払うものとする。

(費用)

第7条 役員がその職務の執行に当たって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また、前払いを要するものについては前もって支払うものとする。

2 役員が理事会、運営委員会及びその他の会議に役員の職務として出席する場合は、理事会において定める役職員等の給与及び旅費に関する規程により費用を支払うものとする。ただし、同一日に2以上の会議に出席した場合は重複して支給しない。

(公表)

第8条 この協会は、この規程をもって、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第20条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、総会の決議を経て行う。

(補則)

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定めるものとする。

附 則

この規程は、公益社団法人愛媛県園芸振興基金協会の設立登記の日から施行する。

附 則 (抄)

この規程の改定は、理事会の承認があった日（平成26年9月5日）から施行する。

別表第1

員外監事の報酬月額
1人につき 30,000円